

# 普通徴収切替理由書(兼仕切書)

市区町村名	木更津市	特別徴収義務者 指定番号	
事業者名			

符号	普通徴収切替理由	人数
普A	総受給者が2名以下 (下記「普B」から「普F」に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)	人
普B	他の事業所で特別徴収されている(例:乙欄適用者)	人
普C	給与が少なく税額が引けない(年間の給与支給額が93万円以下)	人
普D	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)	人
普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)	人
普F	退職者又は退職予定者(5月31日まで)及び休職者	人
合計		人

(備考) eTAX又は光ディスク等をご利用の場合は、この普通徴収切替理由書の提出は必要ありませんが、該当する方の個人別明細書へ入力の際、「普通徴収」欄にチェックを入れたうえ、摘要欄に該当する符号を必ず入力してください。

## <普通徴収切替理由書の留意点>

- ①普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に該当する符号(普A、普Bなど)を記入してください。切替理由書の提出がない、摘要欄に記入がない場合は**原則どおり、特別徴収対象者となります。**
- ②この切替理由書は、普通徴収対象者(特別徴収できない方)の個人別明細書の上につけて提出してください。(下図左を参照) ※全員を特別徴収とする場合は提出不要です。
- ③総括表の報告人員中、特別徴収以外の人数と切替理由書の普通徴収合計人数が一致すること、および個人別明細書の摘要欄に符号の記入があることを必ずご確認ください。
- ④普A欄の人数は他市区町村に在住する従業員も含めた総従業員数から普通徴収該当者を除いた人数が2名以下の場合について、そのうち本市に在住される方の人数を記入してください。
- ⑤普A～普F以外が理由の普通徴収は認められません。(例:個人の希望)
- ⑥本表と同一の項目が記入されていれば、任意の様式での提出でも構いません。
- ⑦一人につき、複数の理由がある場合は、主な理由をひとつのみ記入してください。

## <提出時の綴り方>



## <給与支払報告書(個人別明細書)抜粋>

種別	支払金額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の合計額	源泉徴収税額
給料・賞与	円	円	円	円
(源泉)控除対象配偶者の有業等 老人	配偶者(特別)控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く) 特定 老人 その他 人 人 人		は従属扶養親族の数 障害者の数(本人を除く) 特別 その他 人 人 人
非居住者である親族の数				
社会保険料等の金額	円	生命保険料の控除額 円	地震保険料の控除額 円	住宅借入金等特別控除の額 円

(摘要) **普F** ← 該当する符号を必ず記入してください。  
※退職予定者は退職予定日を「中途就・退職欄」に記入してください。

(裏面もご覧ください)

## 記入例

市区町村名	木更津市	特別徴収義務者 指定番号	0008	総括表下欄、「普通徴収」に記入してください。
事業者名	有限会社 きさらづ工務店			

  

符号	普通徴収切替理由	人数
普A	総受給者が2名以下 (下記「普B」から「普F」に該当する全ての(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)	人
普B	他の事業所で特別徴収されている(例:乙欄適用者)	2 人
普C	給与が少なく税額が引けない(年間の給与支給額が93万円以下)	4 人
普D	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)	1 人
普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)	人
普F	退職者又は退職予定者(5月31日まで)及び休職者	3 人
合計		10 人

個人明細書の摘要欄にも符号(普A～普F)の記号を記入してください。

総括表右側、「報告人員」中、「普通徴収」に記入してください。

1人につき、複数の理由がある場合は、主な理由をひとつのみ記入してください。

例外として普通徴収が認められる場合(ただし、特別徴収を実施している団体もあります)

## <従業員等:給与所得者>

- (1) (年度の初日) 4月1日現在で給与の支払いを受けていない者。
- (2) 退職者又は退職予定者(5月31日まで)及び休職者。
- (3) 毎月の給与が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない者。  
(給与支給額が93万円以下の者を含む)
- (4) 給与が毎月支払われていない者。
- (5) 他から支給されている給与から個人住民税が特別徴収されている者。(注①)
- (6) 専従者給与を支給されている者。

## <事業主:給与支払者>

- (1) 常時2名以下の家事使用人のみに対して、給与等の支払いをする者。
- (2) 総受給者2名以下の事業所(総受給者:他市区町村を含む全従業員等のうち、上記の給与所得者の要件に該当する者を除く人数)

注① 当該給与支給分が普通徴収になるのではなく、すべての給与分を合算して、主たる給与分から特別徴収します。